経済産業省

20250922貿局第1号 令和7年9月29日 貿易経済安全保障局

「外国ユーザーリスト」について

本リストは、「経済産業大臣が告示で定める輸出者が入手した文書等(平成13年経済産業省告示第760号)」第二号に規定する「輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)第4条第1項第三号イ若しくはハ又は第四号イ若しくはハに規定する核兵器等の開発等若しくは同令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物の開発等の動向に関し、経済産業省が作成した文書等」に該当するものである。

本リストを入手した者は、輸出貿易管理令別表第1の16の項の中欄に掲げる 貨物の同項下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出又は外国為替令(昭和55年政 令第260号)別表の16の項の中欄に掲げる技術の同項下欄に掲げる外国にお いて提供することを目的とする取引若しくは当該外国の非居住者に提供すること を目的とする取引を行う場合には、「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用い られるおそれがある場合を定める省令(平成13年経済産業省令第249号。以 下「核兵器等開発等省令」という。」」若しくは「輸出貨物が輸出貿易管理令別表 第1の1の項の中欄に掲げる貨物(核兵器等に該当するものを除く。)の開発、 製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令(平成20年経 済産業省令第57号。以下「通常兵器開発等省令」という。)」又は「貿易関係貿 易外取引等に関する省令第9条第2項第七号イ及び第八号イの規定により経済産 業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用さ れるおそれがある場合(平成13年経済産業省告示第759号。以下「核兵器等 開発等告示」という。)」若しくは「貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第 2項第七号ハ及び第八号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める提供しよ うとする技術が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物(同令第4 条第 1 項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。)の開発、製 造又は使用のために利用されるおそれがある場合(平成20年経済産業省告示第 187号。以下「通常兵器開発等告示」という。)」の規定により、当該貨物の需 要者又は当該技術を利用する者の名称が本リストに掲載されているかを確認しな ければならない。

輸出する貨物の需要者又は提供しようとする技術を利用する者の名称が本リストに掲載されている場合は、「核兵器等開発等省令」に規定する「当該貨物の需要者が核兵器等の開発等を行う(行った)旨記載され、若しくは記録されているとき」及び「通常兵器開発等省令」に規定する「当該貨物の需要者が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用を行う(行った)旨記載され、若しくは記録されているとき」並びに「核兵器等開発等告示」に規定する「当該技術を利用する者が核兵器等の開発等を行う(行った)旨記載され、若しくは記録されているとき」及び「通常兵器開発等告示」に規定する「当該技術を利用する者が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用を行う(行った)旨記載され、若しくは記録されているとき」に該当するため、用途、取引の態様・条件等からみて、大量破壊兵器等や通常兵器の開発などに用いられないことが明らかなときを除き、経済産業大臣の許可が必要となる。

詳細については、安全保障貿易管理課に問い合わせのこと。

附則

本リストは令和7年10月9日から適用する。

なお、「外国ユーザーリスト」について(20250123貿局第1号)は令和7年10月8日限り、廃止する。